

◆期日前投票のご利用を◆

期日前投票所名	所在地	期間
区役所第一分庁舎	歌舞伎町1-5-1	6月23日(木)~7月9日(土)
四谷特別出張所	内藤町87	7月3日(日)~9日(土)
笹筒町特別出張所	笹筒町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。時間はいつでも、午前8時30分~午後8時までです。

●持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。

※印鑑は不要です。

●投票所整理券がないと投票できませんか？

新宿区に選挙人名簿登録があれば、整理券が届かない場合や、紛失などでお持ちでない場合でも期日前投票ができます。期日前投票所に備えてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

●住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、左表のいずれの期日前投票所でも投票することができます。ただし、投票日当日(7月10日(日))は、決められた投票所でのみの投票となりますので、投票所整理券をご確認ください。

●長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

滞在地で不在者投票をすることができます。下の「滞在地・転出先での不在者投票」をご覧ください。



◆滞在地・転出先での不在者投票◆

長期の出張や旅行、区外への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

不在者投票ができるのは、6月23日(木)~7月9日(土)です。投票用紙等の請求・送付には郵便をしますので、お早めにお手続きください。

(1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。

記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。

※区外へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。

※請求書の様式は新宿区ホームページからも取り出せます。

※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求はできません。郵便で請求してください。

(2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着し、受付処理をした後に「投票用紙の送付先」に速達簡易書留で投票用紙等をお送りします。

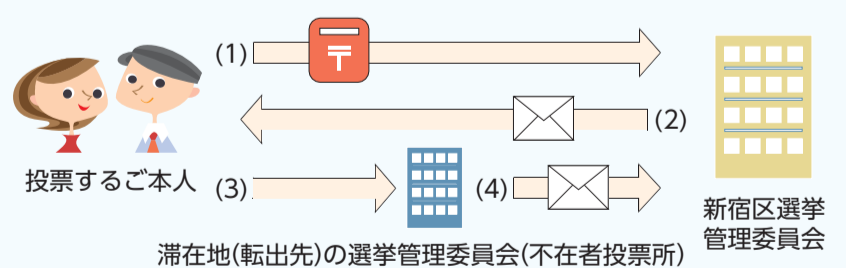
(3)滞在地(転出先)の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。

※不在者投票所の場所や投票できる日時は自治体によって異なりますので、事前に滞在地(転出先)の選挙管理委員会にご確認ください。

(4)投票用紙等は滞在地(転出先)の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(7月10日(日))を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1



【記載例】 投票用紙等請求書

私は平成28年7月10日執行の参議院議員選挙の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成28年〇月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)